

### 福祉専門職員配置等加算

(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、  
就労継続支援B型及び共同生活援助)



- 従業員の異動や退職等により、福祉専門職員配置加算の要件を満たせていない。



福祉専門職員配置等加算の対象となる従業員の人事異動や、退職により、加算の要件である常勤配置している従業員のうち有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士）の割合（Ⅰ型は100分の35以上、Ⅱ型は100分の25以上）、常勤換算により常勤配置している従業員の割合（100分の75以上【Ⅲ型】）又は常勤配置されている従業員のうち3年以上従事している従業員の割合（100分の30以上【Ⅲ型】）を満たせなくなった時は、加算を算定しないこと。※下線部の割合は実際の人数で算出します。なお、就労移行支援のみ、作業療法士についても有資格者に含めます。

【平成30年度制度改正による見直し】